

2008年9月9日

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

国際環境 NGO FoE Japan

メコン・ウォッチ

満田夏花 (所属: 地球・人間環境フォーラム)

非自発的住民移転および生計手段の喪失 (ガイドラインドラフトの提案)

下記の通り提案します¹。

1. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者（以下被影響住民）との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
2. 被影響住民に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償が事前に、及び支援が適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、被影響住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。
3. 補償は、被影響住民が、土地及びその他資産の喪失に対する再取得価格に基づき行われなければならない。当該国の法制制度上再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上再取得価格による補償が行われない蓋然性がある場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が合意されていなければならない。また、再取得価格算定のために市場価格調査が実施されていなければならない。
4. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情を受け、解決するメカニズムが整備されていなければならない。当該メカニズムは、プロジェクト実施主体者等から独立していることが望ましい。
5. 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、別紙 X の内容を含む住民移転計画のドラフトおよび最終版が、当該国の公用語または広く使用されている言語で作成され、公開されていなければならない。住民移転計画の最終版については、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による書面が作成され、配布されていなければならない。
6. 住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づき影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による書面が作成され、説明されていなければならない。
7. 各世帯に対する補償内容が記載された文書は対象者が理解かつ確認できるよう、配布されていなければならない

※別紙 X の内容は世銀 OP4.12AnnexA の内容をふまえて作成することを想定。

※住民移転に関連して融資契約など法的合意に盛り込むべき内容：①再取得価格による補償を確保するための追加的な措置（パラ 3 関連）、②文書の公開・配布の確保（パラ 5 関連）

以上

¹ 本提案は「「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けた NGO 提言書」(2007年11月26日付)および新 JBIC/NEXI の環境ガイドラインドラフトを踏まえ、作成した。